




八王子市文化芸術ビジョン

（平成28～37年度）

Hachioji Vision for
Arts and Culture

平成28年3月

八王子市



文化芸術活動を
より身近なものに

私たちに喜びや感動を与えてくれる「文化芸術」は、暮らしを豊かにしてくれるだけではなく、まちの魅力にもなります。

本市は、平成18年3月に「文化振興計画」を策定し、新市民会館（オリンパスホール八王子）の建設や伝統文化ふれあい事業の実施と、市民の文化芸術活動がさらに活発になる、さまざまな施策を展開してまいりました。

しかし、計画策定から10年が経過し、文化芸術を取り巻く環境やニーズ、課題に変化が生じてきました。

このような状況を踏まえ、市民が主役となる文化芸術活動を推進し、文化芸術がより身近になるよう、本市の方向性を示す「文化芸術ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンにおきましては、文化芸術の振興に向けて本市が目指す姿を「豊かな心を育む市民文化の振興」「市民が誇れる歴史と伝統文化の継承」「多様な文化交流の推進」といたしました。文化芸術の振興には、次世代へ継承する担い手の育成とともに、より多くの方が文化芸術の魅力を感じ、親しんでいただくことが重要です。これまでの計画の成果を踏まえつつ、本ビジョンに基づき、各施策を展開してまいります。

ビジョンの計画期間内には、平成29年の市制100周年記念事業や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が予定されております。これらは、八王子の文化芸術の魅力の発信とともに、多くの方が文化芸術に触れる絶好の機会であります。
今後もさまざまな機会を通じ、市民・文化団体・大学・企業などの皆様とともに、ビジョンに掲げた施策を着実に実行することで、新たな100年に向けた「活力ある魅力あふれるまちづくり」を進めてまいります。

結びに、ビジョンの策定にあたり、熱心に議論を重ねていただいた文化芸術振興推進評議会の皆様、パブリックコメントで貴重なご意見をいただいた市民の皆様に心から感謝申しあげます

平成28年3月

八王子市長　石森孝志（たかゆき）

prologue

Contents 目次



八王子市文化芸術ビジョン（平成28～37年度）

第１章　ビジョンの全体像 ---- 3

第２章　文化芸術がもっと身近になるための５つのこと ---- 7

01 創る・演じるを **ささえる** ---- 8

02 未来に向けて **そだてる** ---- 12

03 良さ・楽しさを **つたえる** ---- 16

04 観たい・聴きたいに **こたえる** ---- 20

05 まちに、身近に **とどける** ---- 24

第３章　ビジョンの策定・推進にあたって ---- 29

01 ビジョン策定の背景と趣旨 ---- 30

02 このビジョンについて ---- 32

文化芸術の振興にあたって八王子市が目指す姿 ---- 33

03 ビジョンの推進にあたって ---- 34

資料編 ---- 35

第1章

ビジョンの全体像

ビジョンの全体像

文化芸術がもっと身近になるための5つのこと

	方向性	将来像	
01	創る・演じるを ささえる	創作活動を「行っています」	市民がそれぞれの個性や興味・関心に応じた創作活動を年齢やその他の条件に関わりなく行っています。
02	未来に向けて そだてる	次世代の文化芸術の「担い手となっています」	子どもたちが文化芸術活動を主体的に楽しみ、新たな文化芸術の担い手となっています。
03	良さ・楽しさを つたえる	文化芸術に「興味を持っています」	文化芸術に興味や関心がなかった人も、興味や関心を持っています。
04	観たい・聴きたいに こたえる	質の高い文化芸術を「観・聴きしています」	多彩な公演や展示が行われ、八王子で質の高い文化芸術に触れることができています。
05	まちに、身近に とどける	身近な場所で文化芸術に「触れています」	市民・文化団体・商店会などが中心になり、まちなかで様々なイベントが盛んに行われています。

文化芸術の振興にあたって八王子市が目指す姿

豊かな心を育む
市民文化の振興

市民が誇れる歴史と
伝統文化の継承

多様な
文化交流の推進

	市の取り組み	
市民・企業・行政などが連携し、創作活動を行い、支えています。	● 新たに創作活動を行う「きっかけ」の提供 ● 創作活動の成果を「披露する」機会の提供 ● 創作活動を行い・披露する「場」の提供	詳細は P.8へ
八王子の歴史や伝統文化が次世代に保存・継承されています。	● 子どもたちが多彩な文化芸術に「触れる」機会の提供 ● 子どもたちが創作活動を「披露する」機会の提供 ● 歴史や伝統文化を次世代に「保存・継承する」取り組みの実施	詳細は P.12へ
文化芸術に直接携わらない人も、文化芸術活動を温かく見守っています。 八王子の文化芸術の魅力が国内外に伝わり、文化芸術が八王子を訪れる人にとっての付加価値となっています。	● 効果的な「情報の発信」 ● 八王子の文化芸術活動の「国内外への発信」 ● より魅力ある「事業の実施」	詳細は P.16へ
文化芸術の鑑賞・見学の場である文化施設の管理・運営が、適切に行われています。	● 舞台芸術や美術品の「鑑賞事業」の実施 ● 郷土資料を「公開する」事業の実施 ● 鑑賞・見学できる「場」の提供	詳細は P.20へ
日常生活の中の様々な場所で市民が、気軽に身近に文化芸術に親しんでいます。	●「まちなか」での文化イベントや展示の実施 ●「店舗や福祉施設」などでの文化イベントの実施	詳細は P.24へ



第2章

文化芸術が
もっと身近になるための
5つのこと

01

創る・演じるを
ささえる

年齢やその他の条件に関わりなく、気軽に身近なところで文化芸術活動に親しむためには、きっかけや場が必要になります。アーティストや市民が絵画や彫刻を制作したり、ダンスや演劇を演じたりするなどの創作活動を行う場や披露する機会を提供していきます。また、これらの創作活動を新たに行いたいと思う市民向けの入門講座など、きっかけづくりを行います。



市民･大学などの力を結集した手作りオペラ／南大沢コミュニティオペラ／写真提供 フォトチョイス

現状と課題

より多くの発表の場が求められています

八王子でも多くのアーティストが活動を行っていますが、発表する機会が少ないという声もあり、アーティスト育成のための発表機会を作ることが求められています。



創作活動に興味を持つ人がいます

市政世論調査によると、今後の希望として「講座や教室に参加したい」25.9%、「創作活動や演技・演奏をしたい」10.7%、「自主的なサークル活動や勉強会を行いたい」8.3%となっており、鑑賞に次ぐ回答数となっています。



※市政世論調査（第47回・平成27年）：
平成27年5月18日～31日実施

創作活動する人を様々な取り組みで支えています

現在、八王子市民文化祭や囲碁・茶道の高齢者向け入門講座など、創作活動を行う人をささえる取り組みを行っています。



！創作活動を行う人への支援が求められています。



» 市民がそれぞれの個性や興味・関心に応じた創作活動を年齢やその他の条件に関わりなく行っています。

» 市民・企業・行政などが連携し、創作活動を行い、支えています。

次ページでは具体的な取り組みをご紹介します！

創る・演じるを「ささえる」

新たに創作活動を行う「きっかけ」の提供

01 市民が創作活動に取り組みたくなるような機会づくりを行います。

02 新たに創作活動を始めたいと思う市民が、創作活動の方法や魅力を知る機会を提供します。

創作活動の成果を「披露する機会」の提供

01 市民同士やアーティストが創作活動を披露する機会を提供します。

02 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、だれもが創作活動を披露できる機会を整えます。

創作活動を行い披露する「場」の提供

01 創作活動を行う拠点である文化施設等の管理・運営を行います。

ための具体的な取り組み

03

創作活動への市民の参加を
促すために、市民の文化団体の
活動状況を把握し、
より多くの市民にその活動を
知ってもらい、
関心を持ってもらうための
情報発信に努めます。

取組例

- 入門講座やワークショップの実施
- 新たに活動を行いたい人と
  文化団体・サークル等との
  マッチングや情報提供

03

活動場所を探している
アーティストと
出演者を求めている
市民・企業をマッチング
することで披露する機会の
更なる拡大につなげます。

取組例

- 市民や文化団体が市と連携して
  行う文化イベントの実施
- 高齢者や障害者が出演・出展する
  文化イベントの実施
- アーティストバンクの活用と
  ネットワークの強化の実施

02

市民同士が活発に
創作活動を行えるよう、
文化施設のみならず、
地域の様々な場所で
創作活動が行えるよう
努めます。

取組例

- いちょうホール（芸術文化会館）・
  南大沢文化会館・
  オリンパスホール八王子
  （市民会館）の管理・運営
- 教育施設などの
  文化芸術活動の場としての活用

02 未来に向けて そだてる

子どもたちの豊かな創造性・社会性などを育むとともに、文化芸術を継承していく未来の担い手を育成するため、子どもが文化芸術活動に参加する機会を提供します。また、まちの特色の一つである、八王子の歴史や伝統文化を次世代に保存・継承していくための取り組みを行います。



小学生の車人形体験／白糠町・八王子市小学生交流事業

現状と課題

子どもたちに文化芸術の楽しさを伝えています

現在、「八王子ユース弦楽アンサンブル」の立ち上げなど次世代を育成する取り組みを実施しています。また、「伝統文化ふれあい事業」や、「八王子車人形と民俗芸能の公演」など伝統文化の普及育成に向けた取り組みについても実施しています。



子どもたちが文化芸術に触れる機会が求められています

市政世論調査では、「八王子市の今後の文化芸術振興は、どのような姿をめざすべきか」という問いに、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会が充実している」と37.7%が回答しており、子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実が重要視されています。



※市政世論調査（第47回・平成27年）：
平成27年5月18日～31日実施

歴史や伝統文化を継承していく対策が必要です

価値観の多様化や人口減少等の社会の変化に伴い、八王子の伝統文化の分野でも指導者の高齢化や後継者不足への対応が更なる課題となっており、八王子の歴史や伝統文化を継承していくための対策が求められています。



文化芸術の担い手を育てる必要があります

文化芸術の担い手の減少への対応も課題となっており、これからの文化芸術の担い手となる子どもたちや学生などの若い世代の育成を行い、文化芸術の担い手を増やしていく必要があります。



これからの文化芸術の担い手を育成していく必要があります。



» 子どもたちが文化芸術活動を主体的に楽しみ、新たな文化芸術の担い手となっています。

» 八王子の歴史や伝統文化が次世代に保存・継承されています。

次ページでは具体的な取り組みをご紹介します！

未来に向けて「そだてる」

子どもたちが
多彩な文化芸術に
「触れる」
機会の提供

01

幅広いジャンルの文化芸術に、
子どもの頃から
触れる機会を作ります。

子どもたちが
創作活動を
「披露する」
機会の提供

01

子どもたちが
創作活動の成果を
多くの人の前で披露したり、
他の人と共演したりする
機会を提供します。

歴史や
伝統文化を次世代に
「保存・継承する」
取り組みの実施

01

歴史や伝統文化の
保存・継承に向けた支援を行う
とともに、未来を見据えて
後継者を育成します。

ための具体的な取り組み

02 質の高い文化芸術に、学校や文化施設などで触れる機会を作ります。

取組例

- 子どもたちや親子で参加しやすいコンサートや教室の実施
- 芸術家やオーケストラによる学校でのワークショップ・コンサートの実施

02 子どもたちが創作活動を行いやすい環境を提供します。

取組例

- 子どもたちや学生が出品・演奏する展覧会・コンサートの実施
- 子どもたちや学生が気軽に文化施設を利用できる仕組みづくり

02 より多くの人が歴史や伝統文化に触れる機会を提供します。

03 歴史や伝統文化を次世代に遺していくために、保存し、活用する取り組みを行います。

取組例

- 八王子車人形など伝統文化の公演や体験講座の実施
- 「新八王子市史」の編さん
- 国史跡八王子城跡の整備

03 良さ・楽しさを つたえる

これまで、文化芸術に触れる機会があまりなかった人も、活動を始めるきっかけとして、「良さそう」や「楽しそう」と感じてもらうことができたら、一歩前進です。PRの手法などを工夫し、文化芸術の良さ・楽しさが伝わる工夫をします。



気軽に行くことのできるコンサート／東京交響楽団メンバーによるアフタヌーンコンサート

現状と課題

様々な方法で文化芸術の情報を発信しています

これまで、学園都市文化ふれあい財団の情報紙「ラララ」の発行や八王子市のホームページでの文化芸術に関するページの作成など、文化芸術情報の発信を行ってきました。

世代によって情報の発信方法を工夫する必要があります

市政世論調査では、文化芸術に関する情報入手方法は、広報紙が最も多くなっていますが、世代別にみると、20代はフェイスブックなどのSNSが最も多くなっており、世代ごとに情報の入手方法が異なっています。

※市政世論調査（第47回・平成27年）：
平成27年5月18日～31日実施

八王子の文化芸術の魅力を海外の人に発信することが必要です

現在、海外からの観光客が増え、日本全国様々な場所を訪れています。八王子でもより多くの外国人観光客を誘致するために、伝統文化の魅力をさらに発信することが必要です。

知られていない八王子の文化芸術の魅力を伝える工夫が必要です

「本市は多様な事業を展開し、魅力的な地域資源を多く有しているにもかかわらず、PR力が不足している」といった意見があります。（シティプロモーション基本方針）。文化芸術の分野においても魅力を発信する視点が求められています。

！文化芸術の魅力を更に発信していく必要があります。



» これまで文化芸術に興味や関心がなかった人や、八王子の歴史や伝統文化にあまり接することのなかった人も、“良さそう”や“楽しそう”と感じ、興味や関心を持っています。

» 文化芸術に直接携わらない人も、文化芸術活動に理解を示し、活動を温かく見守っています。

» 八王子の文化芸術の魅力が国内外に伝わり、文化芸術が八王子を訪れる人にとっての付加価値となっています。

次ページでは具体的な取り組みをご紹介します！

良さ・楽しさを「つたえる」



効果的な「情報の発信」

01

コンサートや展覧会などの
事前の宣伝により、興味を引く
ことはもちろんのこと、
事後の情報発信により、
「次回への期待を高める」
ことも重要です。
文化芸術情報の事前・事後の
情報発信に努めます。



八王子の文化芸術活動の「国内外への発信」

01

八王子では、
様々なアーティストや
団体等が活動しています。
このような人たちが、
「八王子発」の活動として、
国内外で交流することで、
八王子の魅力が高まります。



より魅力ある「事業の実施」

01

市や財団が実施する
文化芸術事業の見直しを
行うなど、より魅力ある事業を
提供することで、
「良さ」や「楽しさ」を感じて
もらえる事業づくりを行います。

ための具体的な取り組み

02

情報発信を行う際には、
世代ごとの情報の入手方法の
違いを考慮し、各事業の
ターゲットに合った方法で
情報を伝えます。

取組例

- ホームページやSNSによる情報発信
- 文化芸術に関する情報紙の作成

02

八王子の文化芸術に関する
研究成果を発信することで、
八王子の魅力を伝えます。

取組例

- 国内外の都市間の文化芸術交流の実施
- 郷土資料館や夢美術館の研究成果の提供

02

大学などの教育機関や
民間の文化施設などと
連携するとともに、
様々な人や団体が協働し、
参加する事業づくりを行います。

取組例

- 一流のプロデューサーとの連携による事業の実施
- 大学などとの連携による新たな価値を持った事業の実施

04 観たい・聴きたいに こたえる

舞台芸術や美術などを鑑賞する機会を提供することで、より多くの市民の方に文化芸術を鑑賞できる環境を整えます。また、八王子の郷土資料を公開し、多くの市民が触れることのできる機会を提供します。



オリンパスホール八王子（市民会館）／東京都高等学校吹奏楽の響演「響き渡る」

現状と課題

文化芸術に触れられる素敵なホールがあります

平成23年にオリンパスホール八王子（市民会館）が開館し、様々なジャンルの文化芸術を鑑賞する機会があります。



質の高い文化芸術に触れる機会が求められています

市政世論調査によると、約半数が「鑑賞や読書」を行っている、また、今後行いたいと答えています。文化芸術活動を活発にするための施設の活用方法でも「一流アーティストの公演や展覧会が行われる」が約半数を占め、市民の「鑑賞」への関心は非常に高いことがわかります。

※市政世論調査（第47回・平成27年）：平成27年5月18日～31日実施

鑑賞は文化芸術に親しみを感じる近道です

「鑑賞」は文化芸術にこれまで触れる機会がなかった人達が、文化芸術に親しみを感じる近道であるといえます。



質の高い文化芸術が交流人口の増加につながります

八王子は多摩地区最大の人口を持つ都市であり、近隣からの交通アクセスもよいため、質の高い公演や展覧会などを企画することは、交流人口の増加につながります。



！文化芸術を鑑賞する機会が求められています。



» 多彩な公演や展示が行われ、八王子で質の高い文化芸術に触れることができています。

» 文化芸術の鑑賞・見学の場である文化施設の管理・運営が、適切に行われています。

次ページでは具体的な取り組みをご紹介します！

観たい・聴きたいに「こたえる」

舞台芸術や美術品の「鑑賞事業」の実施

01

オリンパスホール八王子（市民会館）をはじめ市内の公共施設などの立地や規模などの特性を活かし、様々な文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

郷土資料を「公開する」事業の実施

01

八王子の歴史や伝統文化などについて、触れ、学ぶことのできる事業を実施します。

鑑賞・見学できる「場」の提供

01

質の高い公演や展示を鑑賞・見学することのできる文化施設の管理・運営を行います。

ための具体的な取り組み

02

初めて体験する分野の
文化芸術を気軽に楽しめる
事業を実施します。

取組例

- 著名なアーティスト・オーケストラによるコンサートや舞踏、演劇などの実施
- 夢美術館での展覧会の実施



取組例

- 郷土資料館での特別展・企画展の実施
- 郷土資料館での体験学習の実施

02

より多くの市民が
郷土資料などを見学する
ことのできる文化施設の
整備を行います。

取組例

- オリンパスホール八王子（市民会館）・いちょうホール（芸術文化会館）・南大沢文化会館・夢美術館・郷土資料館の管理・運営
- 郷土資料などを気軽に見学することのできる、新たな郷土資料館の整備

05 まちに、身近に とどける

まちなかや店舗などの身近な日常生活の場で、イベントなどを実施することにより、気軽に文化芸術に触れ、文化芸術の楽しさを感じる機会を提供します。



まちなかの商業施設でのコンサート/八王子音楽祭

現状と課題

まちなかで文化イベントが盛んに行われています

八王子音楽祭やアートムーチョなど、まちなかで文化イベントが盛んに行われています。



忙しくて文化芸術活動に取り組めない人が約4割います

市政世論調査では、文化芸術活動に取り組んでいない理由は、「時間がないから（42.3%）」が最も多くなっています。より身近な場で気軽に文化芸術に触れることができるような機会が必要です。



※市政世論調査（第47回・平成27年）：
平成27年5月18日～31日実施

文化芸術に興味のない人のきっかけづくりが必要です

市政世論調査では、文化芸術活動に取り組んでいない理由で「興味がないから（29.2%）」が2番目に多く、文化芸術に興味がない人にも、文化芸術活動に理解を示してもらえるきっかけが必要です。



※市政世論調査（第47回・平成27年）：
平成27年5月18日～31日実施

まちなかの文化イベントが文化芸術活動への入り口になります

まちなかでの文化イベントは、文化芸術に興味のない人、文化芸術に触れた経験のない人が、興味を持つきっかけや文化芸術活動への入り口となる良い機会となっています。文化施設との連携もさらに取り入れて、このような活動への支援を行っていくことが重要です。

！文化芸術に身近に触れることのできる環境づくりが求められています。



» 市民・文化団体・商店会などが中心になり、まちなかで様々なイベントが盛んに行われています。

» 日常生活の中の様々な場所で、市民が気軽に身近に文化芸術に親しんでいます。

次ページでは具体的な取り組みをご紹介します！

まちに、身近に「とどける」



01

文化施設の中だけでなく、
まちなかで文化芸術に
親しむことのできる環境を
提供します。



01

まちなかの飲食店や
福祉施設などと連携し、
音楽や芸術イベントを
実施します。



ための具体的な取り組み

02

まちなかで文化イベントなどを
行うことで、普段、文化芸術に
親しむ機会の少ない人も
文化芸術に触れることができ、
興味や関心を
持つことができます。

取組例

- まちなかでの音楽やアート作品に触れることのできるイベント
- まちなかでのアーティストの演奏・演技
- 市内各所に設置されている彫刻の維持管理

02

普段、文化芸術活動に
親しむ機会の少ない人が、
文化芸術に出会う機会を
増やします。

取組例

- 飲食店などの商店と連携した音楽やアートイベントの実施
- 福祉施設などへのアウトリーチ（訪問演奏）の実施





第３章

ビジョンの策定・推進にあたって

01 ビジョン策定の背景と趣旨

● 心の豊かさを求める時代に注目される文化芸術の力

インターネットをはじめ、近年の科学技術の発展により私たちの暮らしが大変便利なものになったその一方で、「モノ」の豊かさより、心の豊かさやゆとりが求められるようになってきました。

そういった時代に、人々の自由な発想をもとに創り表現することに生きる喜びを見出せる「文化芸術」の持つ役割は、ますます重要になってきています。

少子高齢社会においても、文化芸術は大きな力を秘めています。高齢者にとって文化芸術活動は生きがいとなり、社会に積極的に参加しようという意欲をかきたてるよい機会ともなるものです。次世代の文化芸術の担い手である子どもは、様々な文化芸術に触れ、体験することで、地域文化を受け継いでいくだけでなく、新しい文化芸術を「創る」力や社会性が育まれていきます。

また、ますますグローバル化が進むこれからの社会に向けて、柔軟な心で様々な国との文化芸術交流を推進していくことが期待できます。

● 文化芸術の他分野への波及効果

近年、国内外の都市において、文化芸術が教育、福祉、まちづくり、観光・産業など、幅広い分野への広がりを見せています。

本市では、「文化芸術振興のめざす姿」の実現を第一としつつ、MICEやシティプロモーションをはじめとした他の政策や「生涯学習プラン」などの個別計画と連携しながら、各事業の実施にあたります。

● 市制100周年記念事業と2020年東京オリンピック・パラリンピック

平成29年に八王子市は市制100周年を迎えます。これに伴い、市制100周年記念事業として、文化芸術を含めた様々な事業を実施します。

また、平成32年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。オリンピック・パラリンピックは、スポーツだけでなく文化の祭典であり、国や都は、2020年に向け、各地で魅力ある文化プログラムを実施することとしています。

この2つの大きなイベントは、八王子の文化芸術の魅力を「つたえ」、文化芸術に親しむきっかけとなる大きな機会であり、様々な機関などと連携を図りながら、事業を実施していきます。

● 文化芸術活動の重要な場である施設を取り巻く状況の変化

1980～90年代に全国で数多く建設された文化施設は、建設から20年以上が経過し老朽化が進んでいます。これらの施設の、大規模改修等の実施が自治体共通の課題となっています。

平成６年に建設されたいちょうホールをはじめ各文化施設は、本ビジョンが満了する平成37年度には、右表に示したとおり建設から一定の年数が経過し、施設の老朽化が顕著となることが想定されます。このため、平成28年度に策定予定の「公共施設等総合管理計画」において、今後のあり方や長寿命化等の計画を検討します。

《このビジョンが満了する平成37年度の施設の状況》

施設名	建設後の経過年数
オリンパスホール八王子（市民会館）	15年
南大沢文化会館	30年
いちょうホール	32年
夢美術館	23年
市民センター	15年～42年

● 市民が主役の新たなビジョンへ

八王子市では、平成18年に策定した「文化振興計画」の基本理念「人とまちを活かし、心の豊かさを育む文化のかおるまちづくり」に沿って、事業に取り組んできました。今回、これまでの取り組みの成果や課題、社会の変化を踏まえ、市民が主役となる文化芸術振興の取り組みをさらに推し進める指針として「八王子市文化芸術ビジョン」を新たに策定しました。

ビジョンでは文化芸術振興の方向性を示すものとし、具体的な事業は別に毎年度示すこととします。これは、ビジョンを推進する10年間で文化芸術を取り巻く環境の変化が見込まれることから、社会状況に応じた事業を的確に実施するためです。

また、文化芸術の振興にあたり、文化芸術の範囲や市民･市の役割等を定める「文化芸術振興条例」の制定が求められており、市民の期待も大きいことから、条例制定に向けて取り組んでまいります。

02 このビジョンについて

このビジョンは、平成28年度から平成37年度までの10年間の八王子市の文化芸術の振興の方向性を示したものです。八王子の文化芸術の担い手は市民であり、主体的・自主的な文化芸術活動を尊重しサポートすることで、文化芸術活動がさらに活性化し、また個性ある八王子文化が生まれ、広がり、受け継がれていくための「みちしるべ」となるものです。

● ビジョンの位置づけ

このビジョンは、「八王子ビジョン2022」の掲げる基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」や都市像3「活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向け、文化芸術施策の方向を明らかにしたものです。

また、東京都の「東京文化ビジョン」や、市の諸計画や政策などと連携を図って推進します。

● ビジョンの期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、中間年の平成32年度に、ビジョンの進み具合や国・東京都等の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

平成18年～	22年～	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年
八王子市文化振興計画												
			八王子市文化芸術ビジョン									
							中間見直し					最終

● ビジョンの対象となる文化芸術の範囲

このビジョンでは、芸術・芸能・生活など市民の暮らしの中にある文化芸術活動の全てを対象とします。

具体的な施策については、文化芸術を効果的に振興するため、文化芸術振興基本法第８条から14条に例示された分野を主な対象とします。このほか１０年間のビジョン期間の社会情勢の変化に応じ、その他の領域についても対象とします。

また、「文化芸術活動」とは、これらの文化芸術の分野を、「創る」・「演じる」・「観る」・「教える」・「知る」・「学ぶ」・「加わる」・「伝える」などを行っていることを指します。

● 文化芸術の振興にあたって八王子市がめざす姿

豊かな心を育む市民文化の振興

（八王子ビジョン2022　施策番号24）

市民が文化芸術に親しみ、
また主体的な文化芸術活動が行われることにより、
文化芸術活動の輪が広がり、豊かな心が育まれています。

市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

（八王子ビジョン2022　施策番号 25）

文化·歴史·伝統の学びを通じて、
誰もが八王子に誇りと愛着を感じ、
八王子の歴史と伝統文化が次世代へ継承されています。

多様な文化交流の推進

（八王子ビジョン2022　施策番号 26）

国内·海外友好都市との文化交流により、
互いに都市の魅力が広く住民に理解されています。
また、市民·企業の間で、
多様な文化交流が広がっています。

03 ビジョンの推進にあたって

● ビジョンの推進体制

八王子市は、文化芸術活動を行う市民の自主性を十分に尊重し、文化芸術の振興を行います。

また、施策の推進にあたっては、市民、文化団体・アーティスト、学校、企業、市の関係機関などが連携・協力しあいながら行います。

《1》(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団について

学園都市文化ふれあい財団は、平成14年度に設置され、芸術・文化、コミュニティの振興などを図るとともに、市民の自発的な学習活動の振興を図り、もって豊かな市民生活といきいきとした地域社会の発展に寄与することを目的としている、八王子市の外郭団体です。

八王子市の行政を補完する役割を持っており、文化芸術振興施策を具体的に実行していくパートナーです。本ビジョンにおいても、両者が連携を図りながら、ビジョンの目標実現に向けた取り組みを行っていきます。

《2》大学等・学生について

八王子市は全国でも有数の学園都市です。この地域特性を活かし、大学コンソーシアム八王子などと連携しながら文化芸術振興を推進していきます。

○大学等との連携

各校の持つ専門性と、市民等が行う文化芸術活動が連携し、新たな文化芸術の創造につながります。

○学生との連携

学生が学んだ内容を文化芸術活動の場で実践するとともに、本市の文化芸術の担い手の一人として、文化芸術活動を行える環境を提供します。

● ビジョンの進捗状況の検証体制

ビジョンの進捗状況の検証は、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」とともに、行政評価により行います。

また、「文化芸術がもっと身近になるための5つのこと」の各項目の特に重要となる事業等を抽出し、実施状況を検証していきます。

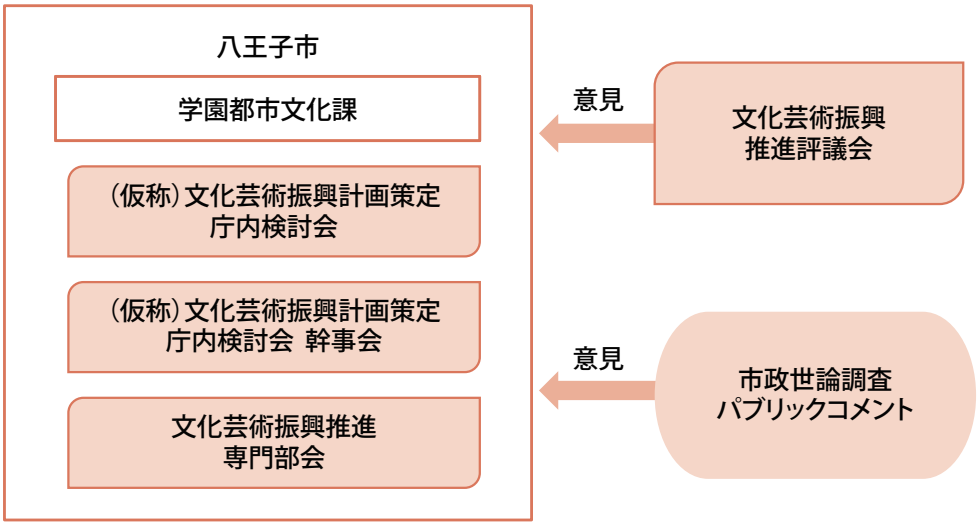
また、進捗状況は、学識経験者や市民等、外部の意見も伺いつつ、検証していきます。

資料編

1　文化芸術ビジョン策定

［策定体制］

ビジョンの策定にあたっては、外部の視点からの意見や助言を求めるため、学識経験者、各関係団体・機関からの推薦者、公募による市民からなる「文化芸術振興推進評議会」において、意見を伺いました。あわせて職員による「（仮称）文化芸術振興計画策定庁内検討会」、「（仮称）文化芸術振興計画策定庁内検討会幹事会」「文化芸術振興推進専門部会」において検討を重ねてきました。また、「市政世論調査」で市民の文化芸術に対する関心や課題などを把握するとともに、ビジョン素案に関するパブリックコメントを実施するなど、さまざまなご意見をビジョン作成の基礎資料としました。



［文化芸術振興推進評議会評議員名簿］

役職	氏名	区分
座長	白澤　宏規	学識経験のある方
副座長	伊藤　淳子	関係機関・団体から推薦された方
評議員	新堀　俊明	学識経験のある方
評議員	有賀　万美	関係機関・団体から推薦された方
評議員	鈴木　雅徳	関係機関・団体から推薦された方
評議員	西川　柳時	関係機関・団体から推薦された方
評議員	前田　満寿美	関係機関・団体から推薦された方
評議員	牧野　彦市	関係機関・団体から推薦された方
評議員	宮﨑　珠子	関係機関・団体から推薦された方
評議員	飯塚　栄子	公募による市民の方
評議員	五味渕　栄子	公募による市民の方
評議員	寺山　良子	公募による市民の方

［会議等の開催経過］

日程	会議等の名称	検討内容等
平成27年5月25日	第13回　文化芸術振興推進評議会	「(仮称)文化芸術振興計画」策定の概要について
5月18～31日	市政世論調査の実施	文化芸術に関するアンケート調査
7月13日	第14回　文化芸術振興推進評議会	計画策定の前提となる基本的な考え方について
8月27日	第15回　文化芸術振興推進評議会	「(仮称)文化芸術振興計画」の施策の体系について
10月14日	第16回　文化芸術振興推進評議会	「(仮称)文化芸術振興計画(素案)」について
10月29日	第17回　文化芸術振興推進評議会	「(仮称)文化芸術振興計画(素案)」について
12月15日～ 平成28年1月20日	パブリックコメントの実施	「文化芸術ビジョン(素案)」について市民意見の募集

2 平成27年度市政世論調査結果

［市政世論調査の概要］

●調査目的

この調査は、市民の生活環境への意識、市の施策に対する評価及び市政への意見・要望を把握し、本市の市政運営の資料として活用することを目的として実施した。

●調査設計

（1）調査地域：八王子市内全域
（2）調査対象：市内在住の満20歳以上の男女個人
（3）対象者数：5,000人
（4）調査方法：郵送配布・郵送回収
（5）調査期間：平成27年5月18日～5月31日
（6）抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出法
・層化…「八王子ビジョン2022」で示された6地域・14管内の調査対象人口に応じて調査数を比例配分。
・対象者抽出…14管内別に単純無作為抽出。

●回収結果

対象者数：5,000人
有効回収数：2,723票（有効回収率54.5%）

●調査結果の見方

（1）集計は、小数第2位を四捨五入してある。したがって、数値の合計が100%ちょうどにならない場合がある。
（2）回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出した。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超えることがある。
（3）基数となるべき実数は、n（件数）として表示した。その比率は、n（件数）を100%として算出した。
（4）クロス集計による分析では、性別や年齢などの分析項目の質問に無回答である回答者の集計結果は図表中に表示していないが、これらの回答結果は図表中の「全体」には含まれる。したがって、図表中に示した分析項目すべての件数（n）を合計しても、全体の件数（n）と一致しない場合がある。

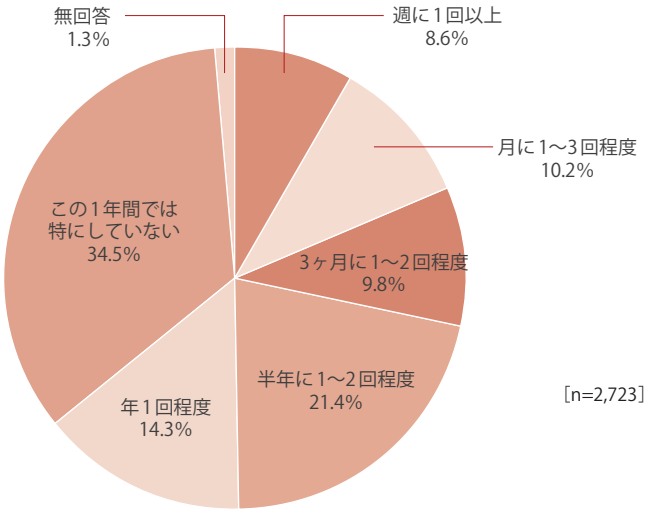
※本ビジョンの表記に合わせて一部文言を修正しています。

［調査結果抜粋］

6割台半ばがこの1年間になんらかの文化芸術活動に参加している

あなたは、この1年間にどのくらいの頻度で文化芸術活動に参加（観賞も含みます）しましたか。【1つだけ選択】

- 文化芸術活動を「この1年間では特にしていない」人は3割台半ばで、6割台半ばがなんらかの文化芸術活動に参加しています。
- 文化芸術活動に参加した人では、「半年に1～2回程度」が最も多く、2割強となっています。以下、「年1回程度」「月に1～3回程度」「3ヶ月に1～2回程度」と続いています。

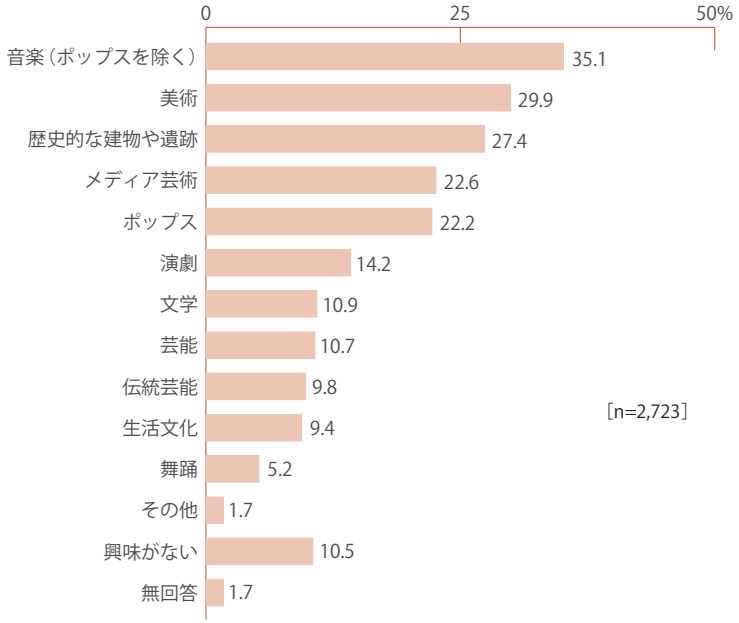


［n=2,723］

興味のある文化芸術分野は「音楽（ポップスを除く）」が最も多い

あなたが興味をお持ちの文化芸術の分野をお答えください。【3つまで選択】

- 興味のある文化芸術の分野は、「音楽（ポップスを除く）」が最も多く、以下「美術」「歴史的な建物や遺跡」「メディア芸術」「ポップス」の順となっています。
- 「興味がない」人は約1割となっており、無回答を除くと9割近くが文化芸術に興味を持っていることがわかります。

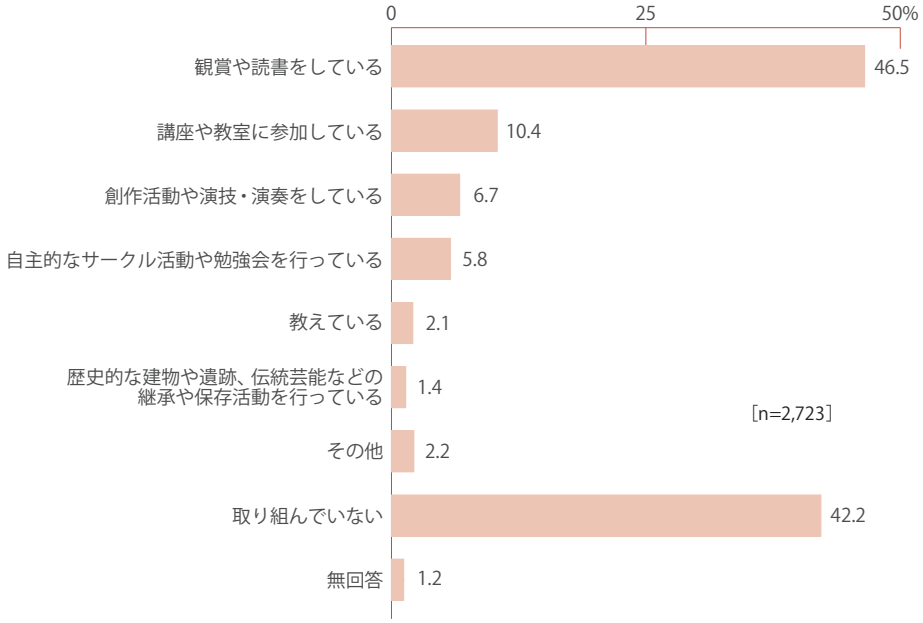


［n=2,723］

約6割が現在なんらかの文化芸術活動に取り組んでいる

- 文化芸術活動に「取り組んでいない」人は4割強で、無回答を除くと6割近くがなんらかの文化芸術活動に取り組んでいることがわかります。
- 「鑑賞や読書をしている」人が5割近くで最も多くなっています。

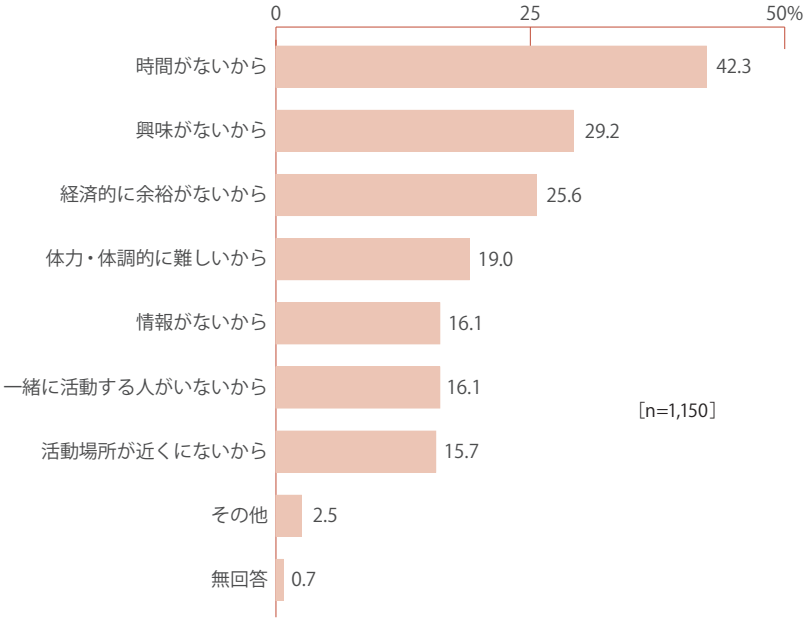
現在、あなたは文化芸術活動にどのような形で取り組んでいますか。【いくつでも選択】



文化芸術活動に取り組んでいない理由で最も多いのは「時間がないから」

- 文化芸術活動に取り組んでいない人の理由は、「時間がないから」「興味がないから」「経済的に余裕がないから」が多くなっています。
- 情報、活動仲間がないという理由が、それぞれ2割近く、活動場所が近くにないという理由が1割台半ばとなっています。

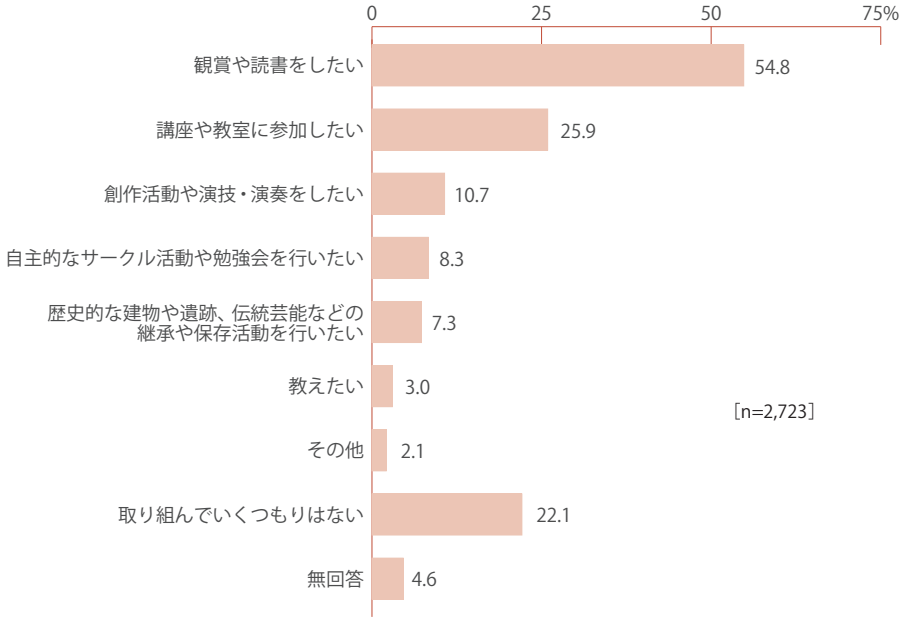
(文化芸術活動に取り組んでいないと回答した人に)あなたが文化芸術活動に取り組んでいない理由は何ですか。【3つまで選択】



7割強が今後なんらかの形で文化芸術活動に取り組みたいと思っている

- 今後文化芸術活動に「取り組んでいくつもりはない」人は2割強で、無回答を除くと7割強がなんらかの形で文化芸術活動に取り組んでみたいと思っていることがわかります。
- 「鑑賞や読書をしたい」が5割を超えて最も多くなっています。

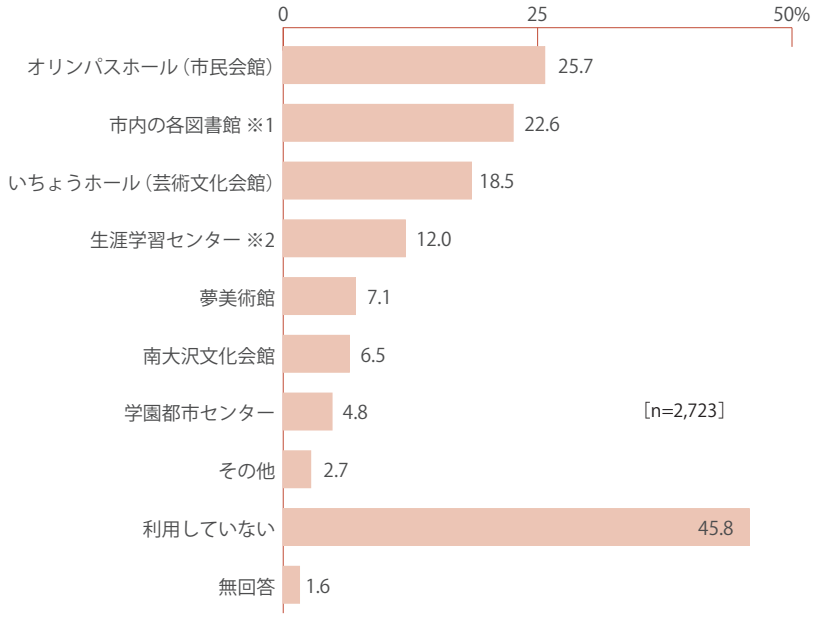
今後、あなたは文化芸術活動にどのような形で取り組んでいきたいですか。【いくつでも選択】



半数以上が最近1年間に文化芸術活動を目的として市の施設を利用している

- 最近1年間に文化芸術活動を目的として市の施設を「利用していない」人は5割弱で、無回答を除くと5割強の人は利用したことがあることがわかります。
- 利用した施設は「オリンパスホール八王子（市民会館）」「市内の各図書館」「いちょうホール（芸術文化会館）」が多くなっています。

あなたが文化芸術活動を目的として、最近1年間のうちに利用した市の施設を全て選んでください。【いくつでも選択】

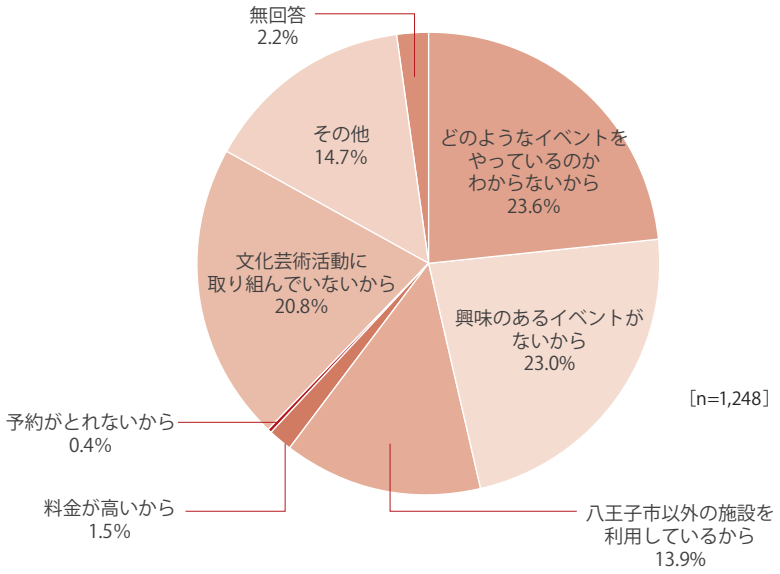


※1　中央図書館・北野分室・生涯学習センター図書館・南大沢図書館・川口図書館
※2　クリエイトホール・川口分館・南大沢分館

市の施設を利用していない理由で最も多いのは「どのようなイベントをやっているのかわからないから」

・最近1年間に文化芸術活動を目的として市の施設を利用したことがない人の理由は、「どのようなイベントをやっているのかわからないから」「興味のあるイベントがないから」「文化芸術活動に取り組んでいないから」が多くなっています。

（最近1年間に文化芸術活動を目的として市の施設を利用していない人に）文化芸術活動を目的として市の施設を利用していない理由は何ですか。【1つだけ選択】

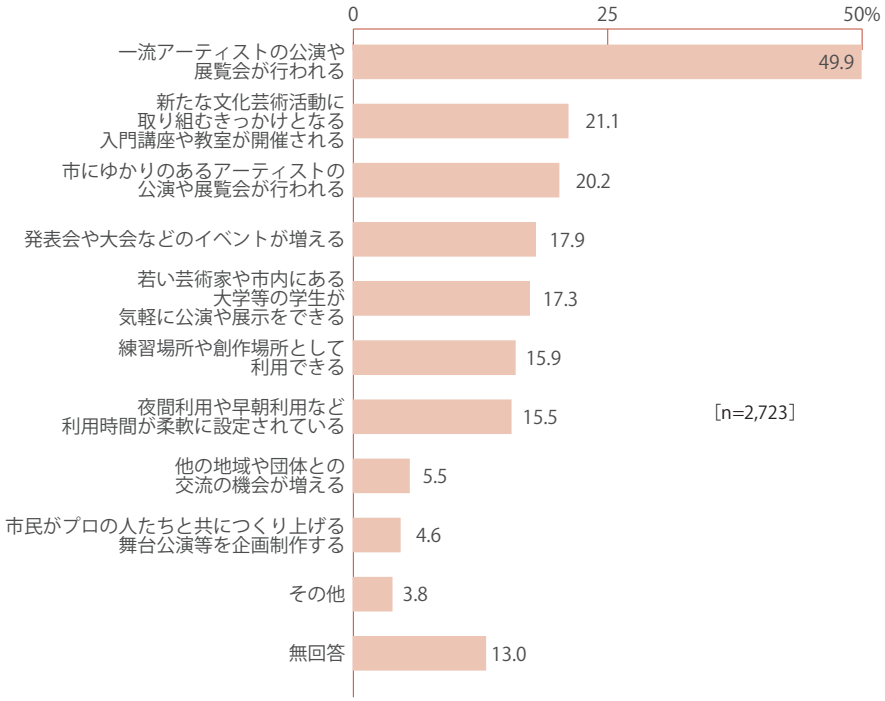


文化芸術活動を活発にする施設の活用方法として最も多いのは「一流アーティストの公演や展覧会が行われる」

・文化芸術活動を活発にするための施設の活用方法としては、「一流アーティストの公演や展覧会が行われる」が5割弱で最も多くなっています。

・次いで、「新たな文化芸術活動に取り組むきっかけとなる入門講座や教室が開催される」「市にゆかりのあるアーティストの公演や展覧会が行われる」が多くなっています。

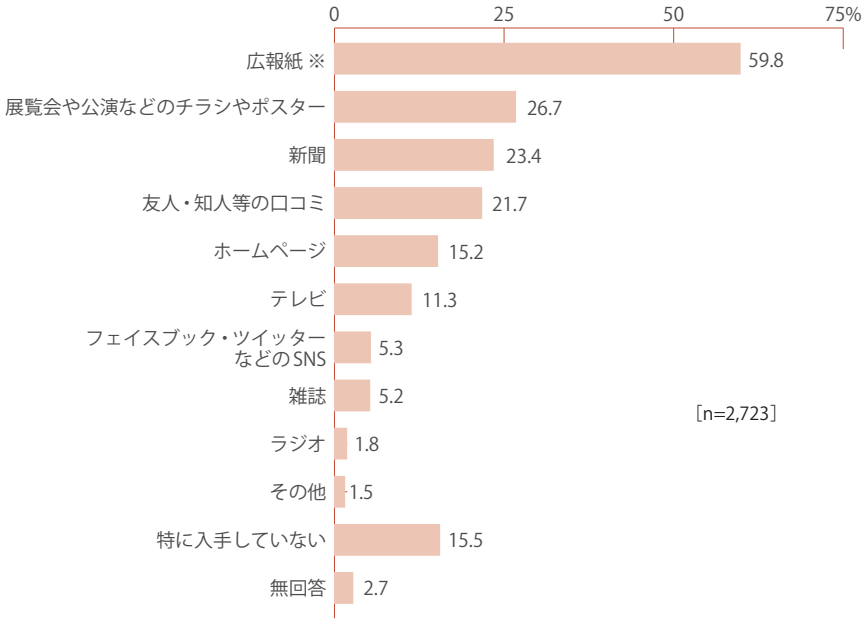
どのように施設が使われれば、皆さんが、もっと活発に文化芸術活動へ参加できると思いますか。【3つまで選択】



文化芸術に関する情報の入手先は「広報紙」が６割

- 文化芸術に関する情報の入手先は「広報紙」が圧倒的に多く、６割弱となっています。
- 年代別にみると、30歳代以降はどの年代でも５割を超えて「広報紙」が１位となっていますが、20歳代では「フェイスブック・ツイッターなどのSNS」が１位となっています。
- 年代が上がるにつれて「新聞」と回答する人が多くなっています。

公演や展覧会などの文化芸術に関する情報は何から入手していますか。
【３つまで選択】



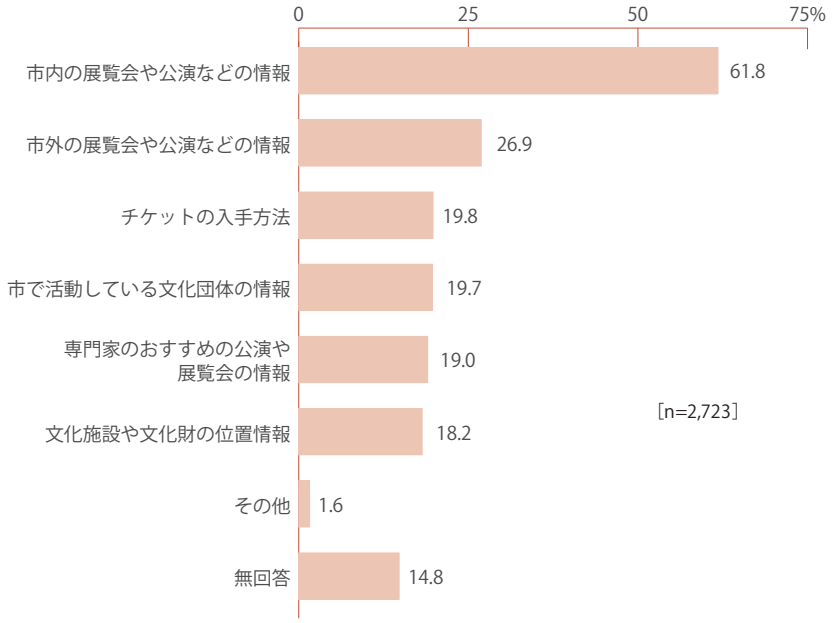
	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60～64歳		65歳以上	
1位	フェイスブック・ツイッターなどのSNS	27.4	広報紙※	54.1	広報紙※	60.4	広報紙※	59.4	広報紙※	69.0	広報紙※	66.4
2位	広報紙※	25.4	ホームページ	27.9	展覧会や公演などのチラシやポスター	25.4	展覧会や公演などのチラシやポスター	28.5	展覧会や公演などのチラシやポスター	33.4	新聞	34.0
3位	ホームページ	23.9	展覧会や公演などのチラシやポスター	23.9	ホームページ	18.9	ホームページ	24.7	新聞	30.0	展覧会や公演などのチラシやポスター	27.0
4位	友人・知人等の口コミ	22.3	友人・知人等の口コミ	20.0	友人・知人等の口コミ	17.6	新聞	23.8	友人・知人等の口コミ	23.4	友人・知人等の口コミ	25.3
5位	展覧会や公演などのチラシやポスター	19.8	フェイスブック・ツイッターなどのSNS	9.8	新聞	14.5	友人・知人等の口コミ	17.3	ホームページ	13.4	テレビ	12.7

※広報はちおうじ、学園都市文化ふれあい財団情報誌ラ♪ラ♪ラ

欲しい情報で最も多いのは「市内の展覧会や公演などの情報」

- 欲しい情報は「市内の展覧会や公演などの情報」が圧倒的に多く、6割を超えています。
- 次いで、「市外の展覧会や公演などの情報」、以下僅差で「チケットの入手方法」「市で活動している文化団体の情報」と続いています。

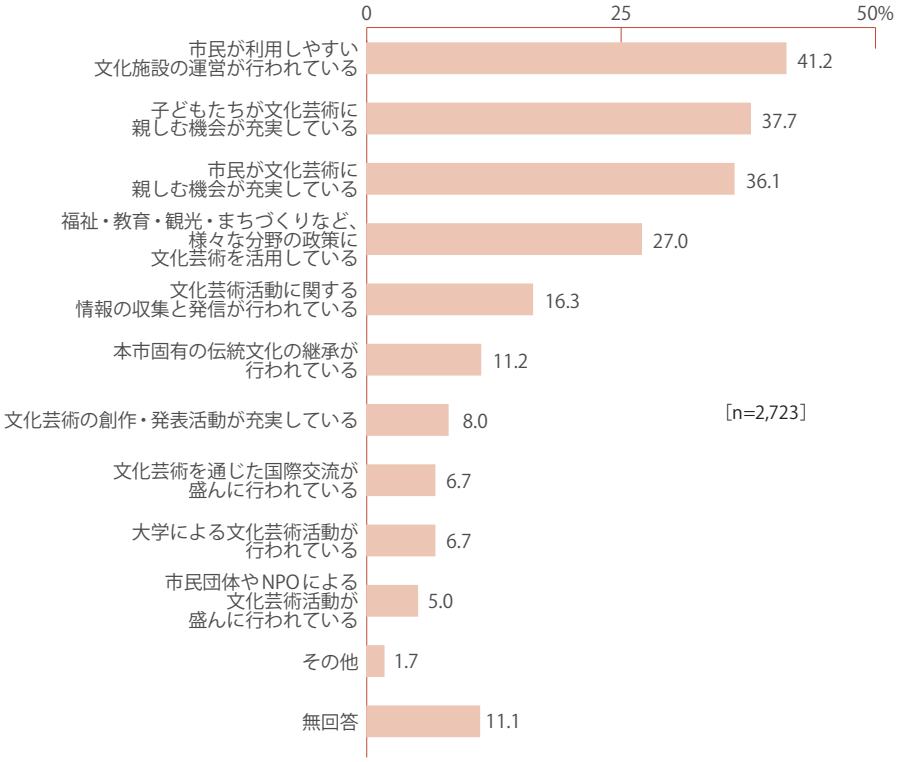
あなたは文化芸術についてどのような情報がほしいですか。【いくつでも選択】



八王子市が目指すべき姿で最も多いのは「市民が利用しやすい文化施設の運営が行われている」

- 今後の文化芸術の振興で八王子市が目指す姿としては、「市民が利用しやすい文化施設の運営が行われている」「子どもが文化芸術に親しむ機会が充実している」「市民が文化芸術に親しむ機会が充実している」がそれぞれ4割前後で上位を占めています。

八王子市の今後の文化芸術の振興は、どのような姿を目指すべきだと思いますか。【3つまで選択】



3 文化芸術振興基本法 【抜粋】

（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

4 公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団 定款【抜粋】

第1章　総則

（名称）
第1条　この法人は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団と称する。

（目的）
第3条　この法人は、芸術・文化、コミュニティ及びスポーツの振興並びに学園都市づくりの推進を図るとともに、市民の自発的な学習活動の振興を図り、もって豊かな市民生活といきいきとした地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)市民の芸術・文化の振興に関する事業
(2)市民の自主的芸術・文化活動の育成及び助成に関する事業
(3)コミュニティの育成及びコミュニティ活動に関する事業
(4)市民のスポーツ活動の促進に関する事業
(5)大学と市民、企業等との連携の推進に関する事業
(6)市民と大学・学生との交流の推進及び助成に関する事業
(7)市民の学習活動に関する情報の収集及び提供に関する事業
(8)この法人の目的の範囲内で市から受託する事業及び施設の管理運営に関する事業
(9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 八王子市文化芸術振興推進評議会開催要綱

（趣旨）
第１条　八王子市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）の推進にあたり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、八王子市文化芸術振興推進評議会（以下「評議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）
第２条　評議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
（１）　計画の進捗状況を確認し、評価や見直しにより計画を着実に推進していくため、必要な事項
（２）　市の文化芸術振興施策に関し、必要な事項
（３）　前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（参加者）
第３条　評議会は、次に掲げる者から市長が参加を依頼する。
（１）　学識経験のある者　　２人以内
（２）　各関係機関・団体から推薦された者　　7人以内
（３）　公募による市民　　3人以内

（座長及び副座長）
第４条　評議会に、評議会を進行する座長及び副座長を置く。
２　座長及び副座長は、評議員の互選により選任する。
３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(参加者の参加の期間)
第５条　参加者に参加を依頼する期間は、最初の依頼から２年間とする。

（意見聴取等）
第６条　市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（評議会の開催期間）
第７条　評議会の開催期間は、平成３７年度までとする。

（庶務）
第８条　評議会の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成１９年1月１８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年６月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月1日から施行する。
この要綱は、平成３８年3月３1日限り、その効力を失う。

6（仮称）八王子市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要綱

（設置）
第１条（仮称）八王子市文化芸術振興計画（以下、「計画」という。）を策定するため、（仮称）八王子市文化芸術振興計画策定庁内検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（設置目的）
第２条　検討会は次に掲げる事項について協議・調整する。
（１）計画の基本となる重要事項に関すること。
（２）その他計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　検討会は、別表第１に掲げる者をもって構成する。
２　検討会に会長及び副会長を置き、会長は市民活動推進部長、副会長は生涯学習スポーツ部長とする。
３　会長は、検討会を総括し、会議の座長となる。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
５　別表第１に掲げる者のほか会長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

（会議）
第４条　検討会の会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

（幹事会）
第５条　検討会の検討事項を詳細かつ具体的に検討するため、幹事会を置く。

（幹事会の組織等）
第６条　幹事会は、別表第２に掲げる者をもって構成する。
２　幹事会に会長及び副会長を置き、会長は学園都市文化課長、副会長は文化財課長とする。
３　会長は、検討会を総括し、会議の座長となる。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
５　別表第２に掲げる者のほか会長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

（庶務）
第７条　検討会及び幹事会の庶務は、学園都市文化課において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２８年３月３１日限り、その効力を失う。
附則
この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

別表第１　八王子市文化芸術振興計画策定庁内検討会名簿

都市戦略部長
総合経営部長
福祉部長
子ども家庭部長
産業振興部長
環境部長
都市計画部長
まちなみ整備部長
学校教育部長
図書館部長

別表第２　八王子市文化芸術振興計画策定庁内検討会幹事会名簿

都市戦略課長
経営計画第二課長
多文化共生推進課長
高齢者いきいき課長
障害者福祉課長
子どものしあわせ課長
産業政策課長
環境政策課長
観光課長
土地利用計画課長
まちなみ景観課長
指導課長
生涯学習政策課長
中央図書館長

7 八王子市文化芸術振興推進専門部会設置要綱

（設置）
第1条　八王子市文化振興計画（以下「計画」という。）に基づき計画を着実に推進できる体制を築くため、庁内に八王子市文化芸術振興推進専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条　専門部会は、計画に基づく施策の進捗状況を「文化芸術振興推進評議会」に報告するとともに、関連部署間の調整並びに計画の推進に必要な事項及び同評議会からの計画に対する意見及び助言などについて協議、検討を行う。

（組織）
第3条　専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
2　部会長は、学園都市文化課長をもって充てる。
3　副部会長1名は、委員の互選により定める。
4　部会員は、別表に掲げる課の所属長が推薦する職員をもって充てる。

（部会長及び副部会長の職務）
第4条　部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
2　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第5条　専門部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

（意見聴取）
第6条　専門部会は、必要があるときは、専門部会の構成員以外の者から意見を聴取することができる。

（庶務）
第7条　専門部会の庶務は市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

（補則）
第8条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
附　則
この要綱は平成２０年1月1日から施行する。
附　則
この要綱は平成２０年１０月1日から施行する。
附　則
この要綱は平成２２年7月２０日から施行する。
附　則
この要綱は平成２３年5月３０日から施行する。

附　則

この要綱は平成２３年１２月２７日から施行する。

附　則

この要綱は平成２５年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は平成２７年４月1日から施行する。

附　則

この要綱は平成２７年５月1日から施行する。

別表

都市戦略課　経営計画第二課　多文化共生推進課　高齢者いきいき課　障害者福祉課　子どものしあわせ課　産業政策課　環境政策課　観光課　土地利用計画課　まちなみ景観課　指導課　生涯学習政策課　文化財課　中央図書館



八王子市文化芸術ビジョン

平成28年3月

発行　八王子市
編集　市民活動推進部 学園都市文化課
〒192-8501
東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話　042-620-7409　FAX　042-626-0253
E-mail　b050800@city.hachioji.tokyo.jp

※ 本冊子は再生紙を使用しています。

八王子市文化芸術ビジョン

（平成２８～３７年度）

八王子市

平成２８年３月